

# 北海道南部漁村における漁業仕込みの考察

渡辺英郎\*

北海道南部の零細漁村の形成<sup>1)</sup>に關係のある漁業仕込みの資料を入手した。この資料は北海道南部の出稼ぎ漁村の地域性を理解するのに役立つと考えられる。

ここでいう「漁業仕込み」とは、漁民が生産・生活に必要な資金や物資を資力のある商人や網元から借用することを指している。北海道南部とは渡島・檜山両支庁管内の地域である。漁業仕込みはすでに消滅して現在はおこなわれていない。

## 1. 漁業仕込みのはじまり

道南で漁業仕込みがはじまったのは、江戸時代の場所請負制のころである。にしん定置網漁業を中心、商人と網元との間に行なわれたが、やがて網元と網子のあいだに、さらに独立漁民層や小漁民層の間にも拡っていった。その後明治、大正と続き、昭和30年代まで続いた。

仕込みの内容は時代と共に変化したが、漁業資材商を兼ねる海産商が漁民へ漁業資材や現金を一定の金利で貸与し、その反対に漁民の生産物を市場価格以下の安値で買い占めたうえ、その代金から先に貸与した漁業資材の代金と貸し付け金の元利を差し引く方式で、その金利は4割りから無利子まで様々であった。このような仕込みによって、漁民の剩余労働部分のほとんどが仕込み主に収奪されてしまった。このために漁民は零細経営を余儀なくされ、漁業蓄積によって、中小の資本制漁業へと発展する途が閉ざされたのである。

## 2. 仕込みが存続した地域的要因

仕込みが存続していた昭和30年代の道南の漁村構造は、10トン以上の動力船を所有して、定置網漁業と水産加工業とを兼業する独立漁民層が30%を占め、残りの70%は下層の漁民層であった。下

層の漁民は半ばプロレタリア化していて、漁期には昆布採取やいか釣り漁業に従事し、漁閑期には出稼ぎをして生計をたてていた。

漁業仕込みが永く続いた地域的要因としては次のことがあげられる。

- 1) 漁村の多くは資力の乏しい出稼ぎ漁民によって開村した。
- 2) 地形・気候・水利等の自然条件がよくなかったために、米作が困難であった。
- 3) 生計は沿岸の昆布採取と、にしん出稼ぎに依存せざるをえなかった。
- 4) 海産物を販売する市場が函館に限られていた。
- 5) 製氷・冷凍・冷蔵の設備がないので鮮魚出荷はできず漁獲物は干物にして商人に委託して販売した。
- 6) その価格は不安定で販売手数料も高かったことなどがあげられる。

仕込み主である海産商は函館・江差などの都市に居住しており、網元や仲買人は漁村に居住していた。海産商は網元・仲買人にたいして生産物を買い取る資金を貸し付けた。網元や仲買人は海産商から借りた資金を、漁民に漁業資金や生活資金として前貸しした。前貸しの条件は漁民が仲買人に販売した昆布などの生産物の販売代金で返済するというもので、漁業仕込みには a. 海産商→漁業者（網元・加工業者）→漁民、 b. 海産商→仲買人→漁民のパターンがあった。a は海産商が直接漁業者である網元に貸し付けるのであり、b は海産商が自分の手先である漁村の商人を通して漁民に貸し付けるのである。

## 4. 仕込みと商人資本

商人資本である海産商が仕込み資金の前貸しによって問屋資本として機能した根拠は利潤率が非常に高いことにあった。明治時代には漁業経営者が問屋資本に依存する度合いは極めて高かった。この当時の漁業者は漁船を持つだけで、漁具や運

\*函館工業高等専門学校

転資金はすべて問屋資本から借用して経営した。このことは、もし問屋資本が漁船を調達しきえすれば、漁民は自ら漁船=生産手段をもたない単なる労務提供者にすぎず、資本に雇用された漁業労働者に転化する一歩手前にあることを意味していた。資本的には問屋資本が漁船を所有することによって産業資本に転化しうる段階にきていたとしても、問屋資本にとって、漁船を所有することは必ずしも有利な条件を作り出すことにはならなかった。なぜならば、漁法の手工的性格が強く、漁業生産活動が漁業者の独自の判断・操業を必要としているところから、漁業者の操業にたいする発言権も強いために問屋資本の思うようにならなかつたからである。たとえ資本的、技術的に産業資本への転化の条件を備えていたとしても、究極において転化を決定するものは問屋資本自身である。その決意を必至にするのは漁業者への仕込み前貸しが不漁の結果、回収不能となった場合、究極的にその損失を誰が負担するのかということである。漁業者の自己出資は主に漁船、ときには漁具であるが、もし仕込みの前貸しの回収不足分に充当するために漁船、漁具を押さえてみても、次にこれを如何に生産手段として活用できるか、さらに完済不能の場合には損失は問屋資本の損失に帰着せざるをえない。したがって、問屋資本が仕込み前貸しの損失を回避するためにとった方法は、経営の多角化であった。

## 5. 仕込みの衰退

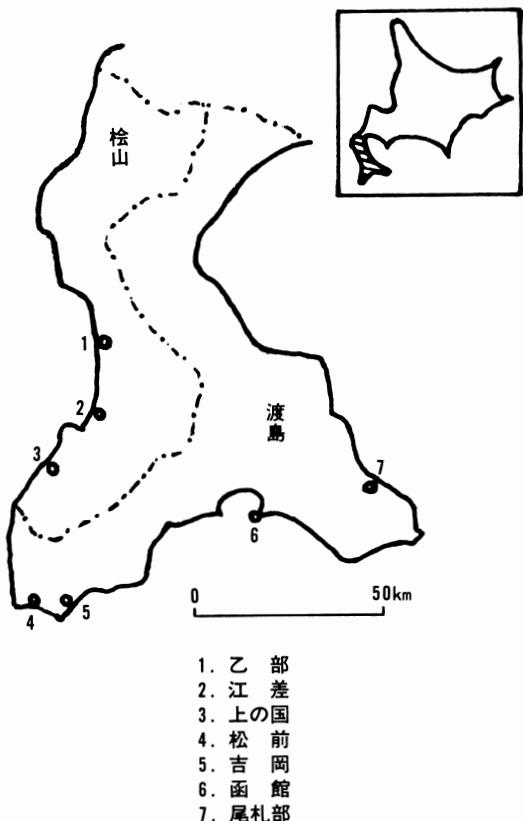
道南の漁業仕込みは漁業協同組合運動の発展とともに衰退していった。また戦時統制と戦時の食糧難も仕込みの衰退に拍車をかけた。第二次大戦中には漁粕などの水産物は米と交換できるために農村へ流れた。漁業協同組合は仕込みによる貧しさから漁民を救う方法として生産物を組合に共同販売するように指導をした。昭和13年には漁業協同組合運動も軌道にのって北海道漁業組合連合会（道漁連）が発足した。昭和31年になると道南23市町村のなかに50の漁業協同組合を数えるまでになった。中には1村に6つの漁業協同組合が組織されたところもある。生産物の流れが変れば仕込み親方の勢力は衰えざるをえない<sup>2)</sup>。1955年（昭和30年）いかの不漁を転機として函館の海産物問屋

街に衰退の兆しが見えだした。それまでは年間45,500トンのするめが生産されその80%は海産物問屋が握っていた。問屋の数は120ともいわれた。ところが1975年（昭和50）になると道漁連の扱いが、するめは80%，昆布は99%までになった。すでに1972年には水産都市函館のシンボルだった函館海産物取引所は21年の歴史を閉じていた。このように漁業仕込みの衰退と海産物の流れの変化によって函館海産物問屋は経営難に追い込まれて没落していくのである。

## 6. 考 察

資料はすべて縦書きのものを横書きに改めている。

資料1は明治中期のもの。漁村の仕込み親方である尾札部村（現南茅部町）の内藤が、函館の商人資本橋谷から六百円の仕込み資金を借用している。返済は昆布売却金でおこなう。利子は百円にたいし日歩6銭。年利に換算すると21.6%になる。



資料に関係のある漁村分布図

## 資料1 預り金証書

一金 六百円也 通用紙幣

右の金額只今正に受け取り預かり置き候所実正也然る上御渡し方之儀は何時にも此の証書引き換え無く相違御渡し可申為念預り金証書一札如件  
明治廿九年十月廿五日

預主 茅部郡尾札部村 内藤仁太郎㊞

橋谷甚右衛門殿<sup>3)</sup>

追約前記預かり金御返金之儀は当村荷尾札部産元揃昆布壳却金額を以て悉皆御返金可致尚其節金壱百円に付き日歩六錢を加息して候儀御返還可致為後念追約如件

右 内藤二郎㊞

資料2 は明治中期のもの。尾札部村(現南茅部町)の漁民佐藤が漁村の仕込み親方である内藤から百拾円を借用した。その抵当品は畑、宅地、海産干場で、返済は昆布、いわしメ粕を内藤へ販売した代金をあてる。利子は1ヶ月拾円につき三拾銭で年利にすると36%の高利である。漁民が仕込み親方に隸属していく過程がうかがえる。

## 資料2 金員借用証

一金 百拾円也 但し利子一ヶ月金拾円に付き金三拾銭に定

此の抵当品

茅部郡尾札部村字尾札部三十三番

一 畑 九畝廿歩

同 三十四番

一 宅地 三畝廿八歩

同 家後 廿二番

一 雜種地 海産干場 四畝廿二歩

同 二百拾二番

一 畑 二反五畝三歩

右金員今般正に借用候処確実也然る返済儀は本年九月三十日限り当前浜に於て収穫する昆布及びいわしメ粕現品を時価に依り貴殿へ悉皆相渡し此代金を以て無相違元利共返済可仕る万一違約の際は前記抵当の地品を貴殿へ相渡可申候とも些か御損毛御懸け申間敷く依って後日為念借用証一札如件

茅部郡尾札部村字尾札部三十四番地

佐藤亀次郎㊞

明治三十二年三月廿日

内藤二太郎殿

資料3 は明治後期のもの。函館の漁民布谷が松前町の藤島、小林、田村から大島を借用した。海産干場の借用料は収穫物の20%。収穫物の売り捌きは貸し主に任せる。収穫物の他売は一切しないことを約束している。売り捌き手数料、漁具料は売り上げの5%を約束している。

## 資料3 契約証

1. 明治33年より同35年まで貴殿より大島押借致す事を契約致し候事確実也

第1条、海産干場借地料として収穫物の2割り方上可申候事

第2条、該島において収穫物及び荷物は貴殿江悉皆売り捌き方御任せ可申し候事

第3条、売り捌き手数料及び漁具料として該荷物売り揚げ金高の5分の可申上候事

第4条、若し万一壱品たりとも他売業致候節は収穫物没収に致し候ても不苦候事

右双方熟儀の上契約致し候処確実也尤も第壱条依り4条までの契約に不都合有之候事は本年限り御貸し付けに相成り不申し候ても不苦若しくは不都合無之節は前記の3カ年間御貸し与え被下度為渡し念契約証壱通筒交換致し依って如し件

明治33年5月29日

函館区鶴岡町36番地 布谷吉蔵 ㊞

藤島由蔵<sup>4)</sup>殿

小林孫太郎殿

田村亀太郎殿

資料4 は明治後期のもの。福山(現松前町)の宮崎、藤島の2人がにしん漁業の共同経営を3年間にわたっておこなった。これに1年間に宮崎は六百円、藤島は四百円の漁業仕込みをした。藤島の出資が宮崎よりも少ないので藤島の漁具・漁船を使用するためらしいが、漁具・漁船の使用賃は協議してきめることになっている。

## 資料4 契約証

収入証紙弐銭㊞

宮崎嘉兵衛と藤島由蔵と共同にて当郡福山町大字惣社堂町海面鰯間東第94号において角網を使用し鰯漁業を営むにつき両人間に契約を結ぶ事左の如し

**第壹条** 共同漁業権を明治38年季より明治40年季迄3カ年として都合上により藤島由蔵名義を以て漁業を営むものとす

**第貳条** 当該年の漁業仕込みとして宮崎嘉兵衛金六百円藤島由蔵は金四百円の比例にて出金負担するものとす

**第参条** 漁業に係る損益計算は各々出金額に応じ収得又は負担するものとす

**第四条** 収穫物売り捌きの場合は双方一致の協議により執行するものとす

**第五条** 網数漁具及び漁船は藤島由蔵の所有物を使用するものとす但し使用賃は漁の豊凶により前条の協議により定むるものとす

以上の通り契約書式通を作成し各自有するものなり

明治38年2月24日

宮崎嘉兵衛印

藤島由蔵印

資料5は大正期のもの。江差町の海産物問屋中村米吉が買入資金を出し、蚊柱村（現乙部町）の漁民仲尾仲太郎が製造道具一切を出してほっけ製造の共同経営をしている。ほっけの製造加工に必要な生産手段は仲尾が無賃で提供する。魚の買い入れや製造加工などの生産部門は仲尾が、加工品の販売は中村がおこない、純益や欠損は中村と仲尾とで折半している。

#### 資料5 契約証

印<sup>印</sup>印紙參錢印

1. 今般江差九艘川町中村米吉と爾志郡蚊柱村仲尾仲太郎とはっけ製造共同経営に付き左記の契約を締結す

1. 仲尾仲太郎所有の爾志郡蚊柱村字長磯五十九番海産干場において大正六年一月より同年三月三十日まではっけ買入製造する事

1. 中村米吉は製造期間中ほっけ買入資本金として金八百円を出資す内金三百円は大正五年十一月中に漁業者よりほっけ買入約金として出金す残金五百円は入用に応じ出金すること

1. 仲尾仲太郎は自分所有の前記製造場所製造道具一切及び干蓮百束を大正六年一月より同年四月三十日迄無賃にて使用権を提出す

1. ほっけ買入は仲尾仲太郎を以て代表者となす事、但し直段取決め其他権利義務に関する事は双方協議の上是れをなす事

1. 製造品の販売方は中村米吉に委任する事

1. 製造品に要する物品の購入は双方合意の上なす事

1. 製造に懸かる諸費用は明細に記帳をなす事

1. 利益配当は純益金を双方折半に分配する事

1. 欠損及び滯り貸の生じたる場合は双方折半に負担弁済なす事

右双方合意の上契約致し確守の証として式通を作成し各壱通を分有するものなり

大正五年十一月二十六日

檜山郡江差町九艘川町壱番地 中村米吉 印<sup>印</sup>爾志郡蚊柱村（現乙部町豊浜）字大間二十壱番地 仲尾仲太郎 印

念書

1. 別紙大正五年十一月二十六日付き契約書の通りほっけ製造に対する資金は悉皆貴殿より御出金被下候處確実也万一切揚げに到り欠損又は滯り貸し等相生じたる場合は其の半額は拙者弁償致し聊か貴殿へ御損も相掛け申間敷候

依て後日の為念本証差し入れ候也

大正五年十一月二十六日

爾志郡蚊柱村字大間二十壱番地仲尾仲太郎印  
檜山郡江差町九艘川町壱番地 中村米吉殿

以下白紙

資料6は昭和前期のもの。吉岡村（現福島町）の新山友吉が上の国町の商人小林から漁業資金五百円を借用した。これの返済はスルメを小林に委託販売した代金をあてる。借金の抵当として海産干場といわし漁業権を入れている。利子は百円につき1カ月壱円五十銭、年利に換算すると18%である。

#### 資料6 金員貸借委託販売契約書

一金五百円也 此利子百円に付き一カ月金壱円五十銭の場合

此の金員漁業用資金として正に借用受取申候事実正也此の返済方法は本年度経営のイカ漁収穫製造したる干鰯（するめ）を貴殿に向け委託送荷仕り其の売り捌き代金を以て昭和九年十壱月二十日迄

に順次入金元利金無相違お返済可申候万一イカ漁不結果にして期日遅済不履行の際はいわし漁業經營に依る漁獲製造したる魚油・粕を以て精算し返済可申候就いてはこれが確保の為左の物件を第一番抵当に差入可申候に付き別紙権利証並びに白紙委任状各二通宛差入候間適當なる文字御記入相成度何時にも抵当権の設定相成度彼是異議申間敷後日のため契約証依如件

#### 物件の表示

渡島国松前郡吉岡村大字礼髪村字

原野 五畝三歩 海産干場

右父新山友吉所有

同 同郡吉岡村大字礼髪黒岩壱番地

一、免許番号松鰐定第五十五号漁業権一筆

右権利者子息新山堅治

右の通り

松前郡吉岡村礼髪

昭和九年七月六日 借用人 新山友吉㊞

同上 連帶保証人 新山堅治㊞

小林忠治<sup>5)</sup>殿

#### 注

- 1) 渡辺英郎 (1964) : 漁業収奪とその地理的基盤. 北海道地理36号, 20~25.
- 2) 1955~57年に調査したときには漁業仕込みは函館に近い石崎, 錢亀沢は消滅していたが, 函館から地理的に遠く函館の水産物市場に出荷できない戸井, 尾岸内, 白尻, 尾札部, 知内の小谷石などはまだ残っていた。
- 3) 橋谷は函館市の問屋。
- 4) 松前町の漁業者。
- 5) 小林は上の国町の商人。小林は江差町の中村米吉に大正7年2月から9月までの間干しするめ22,689キログラム, 2,522円, 助けそう粕20,282キログラム, 3,356円を販売しているところから中村に従属した仲買人で, 新山に貸し付けた五百円は中村米吉から借用したものとおもわれる。

#### 6. 結 び

商人から仲買人への仕込み金額はかなりの高額である。これは一村の生産物をほとんど全て買い占めるために必要であった。仲買人から漁民への仕込みの利子は, 商人から仲買人に仕込むよりも高いし, 抵当もとっている。利子は明治の頃ほど高く, 大正, 昭和と時代が推移するにつれ安くなっている。どの時代でも共通しているのは, 漁獲物の販売は貸し主に委託販売し, 漁獲物の販売代金を借金の返済にあてていることである。また, 他者への販売を一切禁止している。

年による豊凶の差の大きい漁業であるから, 凶漁の年には借金の返済ができなくなり, 海産干場や畠地が抵当流れになるのは珍しいことではなかった。

漁業仕込みは, 親方が漁民に生産物を担保として前貸しする温情ある救済に見えるが, 一度利用した漁民は仕込み親方に半永久的に隸属させられる苛酷なもので, 道南漁村における出稼ぎ漁民層の形成要因となったのである。